

〔備考〕

- 1 「【手続補完 1】」の欄は、次の要領で記載する。
 - イ 明細書の欠落を補完するときは、次のように「【補完の内容】」の欄に補完する書類名、見出し等を記載し、「【補完の内容】」の欄の次に補完する見出し及び段落番号等並びに欠落を補完した後の内容を記載する（補完した箇所を下線を引くこと（「【】及び「」で囲んだ欄名は除く。）。）。

【手続補完 1】

【補完の内容】 明細書の「【技術分野】」の記載を補完する。

【技術分野】

【0001】(欠落を補完した後の内容を記載)

- ロ 図面の欠落を補完するときは、次のように「【補完の内容】」の欄に補完する書類名及び補完する図の番号を記載し、「【補完の内容】」の欄の次に補完する図の番号及び補完する図を記載する。

【手続補完 1】

【補完の内容】 図面の図○を補完する。

【図○】

(補完する図を記載)

- ハ 特許法第38条の4第4項ただし書の規定により欠落の補完をするときは、「【補完の内容】」の欄の次に「【記載が欠けている箇所の表示】」の欄を設け、優先権の主張の基礎となる出願において明細書又は図面の欠けている部分が記載されている箇所の説明を記載する。
- 2 優先権の主張の基礎となる出願の願書に添付された明細書又は図面が外国語で記載されている場合に、明細書又は図面の欠けている部分の翻訳文を添付するときは、「【手続補完 1】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該書類名を記載すること。
- 3 2以上の補完をするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【手続補完 1】

【補完の内容】

【記載が欠けている箇所の表示】

【手続補完 2】

【補完の内容】

【記載が欠けている箇所の表示】

- 4 第27条の11第9項の規定により同条第7項に規定する優先権主張基礎出願の写しの提出を省略するときは、「【手続補完 1】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「優先権主張基礎出願の写しは、特願○○○○—○○○○○○○について、既に提出済みである。」のように記載する。
- 5 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から20まで及び23から26まで、様式第15の2の備考2並びに様式第37の備考1と同様とする。

様式第37の4 (第27条の11関係)

意見書 (第27条の11第4項の規定による意見書)

(平成 年 月 日)

特許庁長官 殿

- 1 出願番号
- 2 特許出願人
住所又は居所
氏名又は名称
- 3 代理人
住所又は居所
氏名又は名称
- 4 発送番号
- 5 意見の内容

〔備考〕

- 1 出願番号は、「特願○○○○—○○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。
- 2 様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第15の2の備考2並びに様式第37の備考1と同様とする。

様式第37の5 (第27条の11関係)

【書類名】 明細書等補完書取下書

【提出日】 平成 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

〔備考〕

- 1 複数の明細書等補完書を提出している場合は、「【代理人】」の欄の次に「【その他】」の欄を設け、「平成何年何月何日提出の明細書等補完書を取り下げる。」のように取り下げる明細書等補完書の提出日を記載する。
- 2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び23から26まで、様式第15の2の備考2並びに様式第37の備考1と同様とする。

様式第37の4の備考5中「備考5に該当する場合」の「し、また、備考5に該当する場合（減免を受ける者を含む者の共有に係る出願に限る。）にあつては【手数料に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「手数料の納付の割合○／○」のように合算して得た額と特許法第195条第2項に規定する出願審査の請求の手数料の金額の割合と、「特許法第48条の3第5項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定による出願審査の請求」を行を改めて記載」を挿入。

様式第37の5の備考4中「し、指定社員制度を利用した事件の場合にあつては、なるべく、「代理人」の欄の中に「電話又はファクシミリの番号」及び「連絡先」の欄を設け、「電話又はファクシミリの番号」の欄には電話又はファクシミリの番号を、「連絡先」の欄には「担当は指定社員○○○」のように指定社員の名前を記載」を挿入。

様式第37の5の備考2中「第69条の2第3項」を「第69条の2第4項」に改める。

(実用新案法施行規則の一部改正)

第1条 実用新案法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第11号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「第三項第七号」の下に「第四号の四」を加え、「並びに第十三条の三」を「第十三条の三並びに第十九条」に改め、「(昭和二十五年政令第16号)第十條」を「第十條、特許法等関係手数料令(昭和二十五年政令第20号)第一條の三」に、「第一條の三」とあるのは「第一條の二第一項」を「特許法等関係手数料令(昭和二十五年政令第20号)第一條の二第一項」に改め、「この規則第四条の三」の下に「第五條」を加え、「第二十五条の七第五項」を「第二十五条の七第七項」に、「第三十一条の二第七項、第三十八條の二第三項」を「第三十一条の二第